

サービス産業動向調査民間競争入札実施要項（案）への御意見及び御意見に対する考え方

1. 意見募集期間：平成26年3月11日～平成26年3月31日（21日間）
 2. 御意見提出者数、件数：3件
 3. 御意見及び御意見に対する考え方

NO.	実施要項（案）等の該当部分	御意見	御意見に対する考え方
1	<p>1 サービス産業動向調査の概要（P1～2） （1）調査の対象 （ア）小分類「371固定電気通信業」、同「372移動電気通信業」、同「381公共放送業（有線放送業を除く。）」、中分類「42鉄道業」、同「46航空運輸業」又は同「49郵便業（信書便事業を含む。）」等の事業所の抽出による調査がなじまない事業活動を行う企業等を継続的に調査の対象とする。 （イ）（ア）以外の産業に属し、資本金・出資金・基金（以下「資本金等」という。）が1億円以上の会社企業を、継続的に調査の対象とする。</p>	<p>資本金1億円以上の会社が「企業等」として調査する事になっていません。資本金1億円未満であっても、多くの傘下事業所（例えば、100事業所以上）を有している調査対象を、企業調査として取り扱う事ができないでしょうか。資本金1億円未満でも多くの傘下事業所を有している会社があり、そういった客体が調査対象となると、多くは本所に転送され、本所が集約して多数の事業所について記入する事になります。その場合負担が極めて大きく、回収が滞りがちとなり、回収率低下の一因となります。企業調査が導入された意図の一つは客体の負担軽減であったと思いますので、その点ご検討いただけないでしょうか。</p>	<p>本所が集約して傘下の事業所分を記入することが効率的な事業所については、それらをまとめて回答できる簡易な様式を用意するなどの方法も、受託事業者と相談の上、柔軟に対応することといたします。</p> <p>なお「企業等調査」は、「事業所調査」と調査事項や結果の推計方法等が異なることから、負担軽減のみの目的により事業所を一律に「企業等調査」対象へと変更することは困難ですが、今後、調査の在り方の検討に当たり、貴見も参考とさせていただきます。</p>
2	<p>1 サービス産業動向調査の概要（P4） （5）調査の方法等 ① 調査の方法 （イ）オンライン調査 調査開始1か月目は、上記（ア）の調査票配布と同時に、「オンライン使用ガイド」及び「オンライン調査用ログイン情報」（オンライン調査用ID及びパスワード等）を配布することで、調査企業等又は調査事業所は常時、オンラインによる報告ができるようにする。</p>	<p>仕様ではオンラインを推奨するために、初回発送時にログイン情報を送ることとなっています。10人未満の単独事業所は、比較的高齢者も多いことから、オンライン調査の操作に支障が出ることにより、客体負担が逆に増えてしまう懸念があります。そのため、10人未満の単独事業所は、あえてオンライン推進対象から除くといった事をご検討いただくことは可能でしょうか？</p>	<p>総務省では、オンライン調査を推進しており、10人未満の単独事業所の中にも、オンライン回答を希望する客体もあると考えられることから、一律にこれらの客体をオンライン推進対象から除くことは考えておりません。</p> <p>また、ログイン情報の送付をしても、オンライン回答を希望しない客体は従来どおり郵送回答が可能なことから、希望しない客体に新たな負担を強いるものではありません。</p>
3	<p>別紙1 評価項目一覧表（P27） 2. 実施体制 2.2組織の専門性、実績、資格 本業務の実施予定組織・部門が、財団法人日本適合性認定協会又は海外の認定機関により認定された審査登録機関によるISO9001の認証又はこれと同等の認証を取得しているか。</p>	<p>加点要素として、「ISO9001認証またはこれと同等の認証を…」とあります。この「同等の認証」の中に、ISO20252が含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ISO20252は、市場・世論・社会調査などのマーケティング・リサーチに特化した品質管理・品質保証（品質マネジメント）についての認定制度と理解していますので、本事業においては、ISO9001と同等の認証とみなして評価することとしています。</p>